

制 度 名	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付 事業費補助	主管課名	少子化対策課 母子保健 G		
		問合せ先	029-301-3257		
目的・趣旨	小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象者に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 市町村が行う小児慢性特定疾病児童等（小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象者）に対する日常生活用具の給付事業</p> <p>[補助要件等] 小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（小児慢性特定疾病医療費助成制度を除く）及び障害者自立支援法による施策の対象にならない者に限る）に対する用具の給付事業であること</p> <p>[対象経費] 以下の用具の給付に要した費用 便器，特殊マット，特殊便器，特殊寝台，歩行支援用具，入浴補助用具，特殊尿器，体位変換器，車いす，頭部保護帽，電気式たん吸引器，クールベスト，紫外線カットクリーム，ネブライザー，パルスオキシメーター，ストーマ装具（蓄便袋，蓄尿袋）及び人工鼻</p> <p>[補助限度額等] 用具ごとに定める基準単価による</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
(1)市		1/2	—	1/2	—
(2)町村		1/2	1/4	1/4	—
[30年度当初予算額] 2,002千円		[30年度補助対象団体] 平成30年10月頃決定予定			
<p>[備考] 小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっている者のうち、県単独事業対象者は本事業の対象外である。</p>					